

議第114号

損害賠償請求調停事件の調停の合意および損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成29年 9 月20日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

損害賠償請求調停事件の調停の合意および損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

下記の者が滋賀県を相手方として、民事調停法（昭和26年法律第 222 号）第 2 条の規定に基づき、調停を申し立てた損害賠償請求調停事件（大津簡易裁判所平成26年（ノ）第51号）について、次のとおり調停に合意し、損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第 1 項第12号および第13号の規定に基づき、議決を求める。

1 申立人の住所、氏名

東京都在住 個人

2 調停の要旨

滋賀県は、調停委員会が提示した調停案「損害賠償金 4, 100 万円」について合意する。

（参 考）

平成23年10月11日滋賀県大津市仰木の里一丁目23番 1 号滋賀県立北大津高等学校において、申立人が硬式野球部の練習中に負傷した事故について、申立人が平成26年 6 月12日損害賠償を求めて調停を申し立てたものであり、調停委員会が提示した調停案について双方合意に達したものである。